

木造住宅の耐震化に対して 支援します！

那珂市 木造住宅 耐震化 検索

○どのような支援？

昭和 56 年 6 月に建物の耐震基準が改正されたため、それ以前に建てられた建物は、耐震性能が不足している可能性があり、大規模な地震の際に、ご自身の生命や財産に危険が及ぶおそれが高くなります。それを解消するため、昭和 56 年 6 月以前に建築された木造戸建住宅を対象に、市が耐震診断士の派遣を行うことや、申請者が実施する耐震改修総合事業(耐震改修計画策定及び耐震改修工事)に要する費用の一部を補助するものです。

○事業の内容

耐震診断士派遣事業

市が申請者の住宅へ耐震診断士を派遣し、耐震診断を行います。それによって住宅の弱点やどの程度の耐震改修が必要なのかがわかります。なお、大規模な地震に対する建物の倒壊の可能性は「評点」という数値で表して判断します。

○評点が表す建物の倒壊の可能性

耐震 診断



0.7 未満

倒壊の可能性が高い



0.7 以上 1.0 未満

倒壊の可能性がある



1.0 以上 1.5 未満

一応倒壊しない



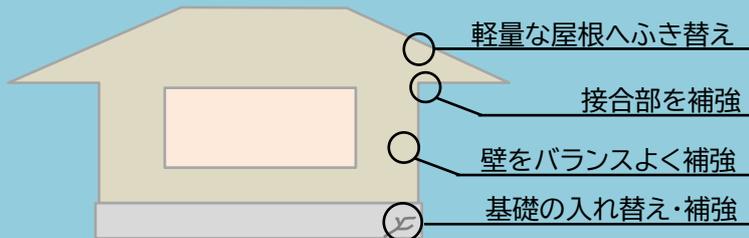
1.5 以上

倒壊しない

耐震改修総合事業

耐震 改修計画

耐震診断の結果を踏まえて、評点 1.0 以上となるよう補強の計画を作成します。



軽量の屋根へふき替え

接合部を補強

壁をバランスよく補強

基礎の入れ替え・補強

耐震 改修工事

耐震改修計画に基づいて耐震補強工事を実施します。

○補助金額等

耐震診断士派遣事業

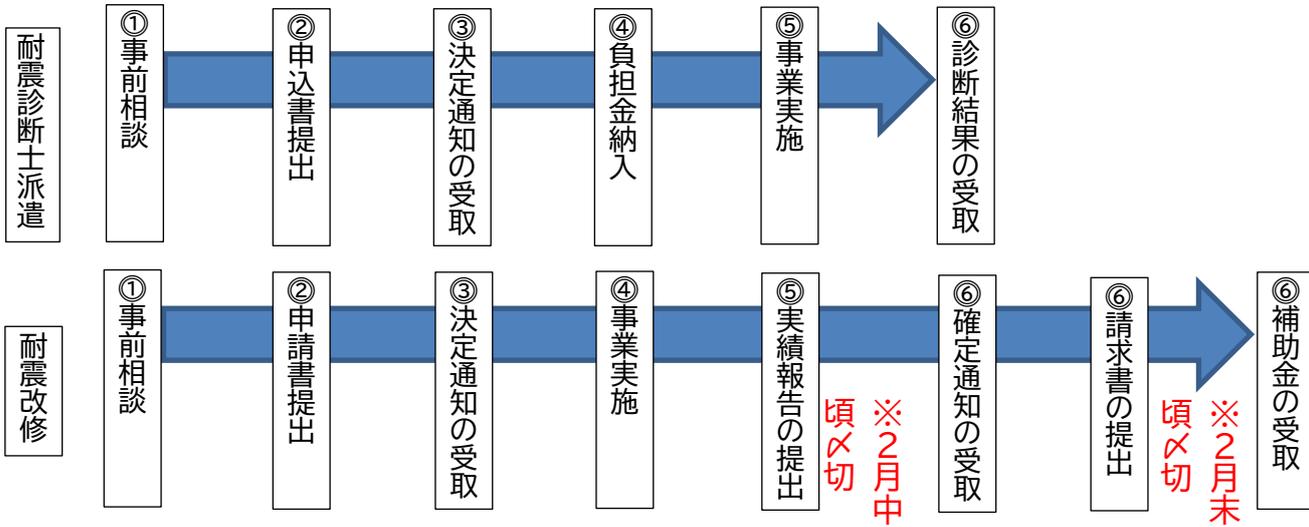
○自己負担額 2,000 円(自己負担額以外に申請者が負担する費用はありません)

耐震改修総合事業 (改修計画策定、改修工事)

○申請者が実施する改修計画策定及び改修工事に要する費用×5 分の 4
又は 上限 100 万円まで補助します

○申請期間

○申請の流れ



※年度内に耐震診断士派遣事業と耐震改修総合事業を両方申請する予定のかたは、耐震診断士派遣事業の診断結果報告書が市より通知されてから、耐震改修総合事業の申請をする必要があります。

【注意事項】

1. すでに実施済みの事業への申請はできません。
2. 耐震改修事業に係る業者との契約締結は、必ず市からの交付決定通知を受け取ってからにしてください。
3. 相談や申請の審査には期間を要しますので、余裕を持った計画を立ててください。

○申請に必要な書類

1. 申請

- ① 申請書(申込書)
- ② 位置図
- ③ 建物の所有を明らかにする書類
- ④ 建物の建築年月日を確認することができる書類(建物謄本又は家屋所有証明書、建築確認通知書)
- ⑤ 見積書の写し(耐震改修総合事業のみ)
- ⑥ 耐震診断による診断書の写し(耐震改修総合事業のみ)

2. 実績報告(耐震改修総合事業のみ)

- ① 補助事業実績報告書
- ② 契約書の写し
- ③ 領収書等の写し
- ④ 耐震改修計画書の写し及び工事費用の清算内訳書の写し
- ⑤ 工程写真

○ご相談・お問い合わせ

〒311-0192 那珂市福田 1819 番地 5
那珂市 建設部 都市計画課 開発指導室
受付時間 8:30~17:15(土、日、祝日を除く)
TEL:029-298-1111(内線 358、359)

那珂市ホームページはこちらから

<https://www.city.naka.lg.jp/page/page001221.html>



※紙面の都合上、省略している部分がありますので、詳しくはお問い合わせください